

歴史教育におけるエスノセントリズムとの対峙(4)

ーカルチュラル・スタディーズの視点からー

高橋 健 司

はじめにー固定的な他者認識をめぐってー

1. カルチュラル・スタディーズの視点ー構築主義の歴史観ー
2. 教科書記述と既成化される「異人種」像
3. 他者認識を問う教材の探求
 - (1) 教材化の2つの視点
 - (2) オットー・フランクの教材化
 - (3) ニュルンベルク法の教材化
 - (4) エルナ・リスティングとレナーテ・フィンクの教材化
 - (5) プリーモ・レーヴィの教材化
4. 授業の構築ー学習指導案「ナチズム下のユダヤ人」の作成ー
 - (1) 1時限目：ニュルンベルク法と「他者」の創出
 - (2) 2時限目：ユダヤ人との断絶とホロコースト

おわりにー「他者」に対する想像力の育成ー

平成15年度宮田研究奨励金の交付を受けた。

はじめにー固定的な他者認識をめぐってー

本研究は、2001年の報告から継続して、歴史教育の場でエスノセントリズムの問題と向き合うために、具体的に教材を開発し、授業を通して考察することを目標としているが、今回は排他的なエスノセントリズムの意識を育む恐れのある、固定的な他者認識に焦点を当てたい。

最初に、この問題を考える契機となった、私が担当する教職の授業の中で、学生が行った模擬授業について触れたいと思う。その授業は中学校の歴史を想定したもので、テーマはヒトラーによるユダヤ人の迫害の歴史についてであった。

教師役となった学生は、ヒトラーとナチスがアウシュヴィッツに代表される残虐行為を如何に行ったかという授業を展開し、この中で犠牲者たちは、ヒトラーの人種憎悪の対象となった「ユダヤ人であった」ので虐殺されてしまったという、何気ない一言に対して私は違和感を覚えた。もちろん授業の主旨は平和の尊さであって、授業者が何ら悪意を持っていないのは明らかであるが、授業後の他の学生の感想を聞いてみても、その点を問題視する意見は全く聞くことが出来なかった。

どうやら彼らにとって「誰がユダヤ人か」というのは「自明の理」であって、宗教をはじめとする文化的異質なイメージや、ドイツ人とは対照的な「異人種」としてのユダヤ人像を思い浮かべることが起因しているらしい。「優秀／劣等な人種」という主張が偏見に満ちたものであるという意識はあっても、ドイツ人とユダヤ人を隔てる境界を考えてみようとはしないのである。

私がこの点にこだわるのは、一昨年の本研究報告書で取り上げた、1936年発行のドイツの小学校の副読本（絵本）である『Trau keinem Fuchs

auf gruner Heid und keinem Jud bei seinem Eid』(緑の原野の狐なんて信じるな! 宣誓をしたって、ユダヤ人なんて絶対に信じるな!) の教材化を通して、ナチスが如何にユダヤ人を絶対的な「他者」として描くことに腐心したか、またそれが広く一般大衆に受け入れられて定着していったかということを想起してしまうからである。⁽¹⁾ それゆえ、最初から「ドイツ人/ユダヤ人」の区分があったと考えることは、ナチスの作為性を考慮せず、無批判にステレオタイプ化された「人種」カテゴリーを受け入れてしまっているのではないだろうか。



Der Dämon ist
am liebsten
barbarisch
und in der
Welt zu sein
und soll
gerade
von der...

Sie ist der...
Der...
Gemeint, daß...
Und...!



これまで私はエスノセントリズムが如何に身勝手な論理であり、それが政治的実行力を伴ったときに、どのような結果をもたらしたかということ、20世紀の日本の朝鮮支配やドイツのナチズムの時代を手がかりとして考えようとしてきたが、生徒や教師の固定的な他者認識を崩せない限り、それらは表面的な理解で終わってしまう恐れがある。それゆえ認識の枠組みそのものを問題として考えることが、授業で必要なのではないかと考えるようになった。

1. カルチュラル・スタディーズの視点－構築主義の歴史観－

かつてヘイドン・ホワイトは、主著『メタ・ヒストリー』において、歴史を歴史記述の側面から分析し、物語（ナラティブ）としての歴史という問題提起を行った。⁽²⁾

これは、過去において何らかの「客観的事実」がまず存在し、歴史記述はそれを忠実に写し取るものである、といった歴史家の「客観主義」に対する異議申し立てであった。

その背景には、社会的な事実や人々の性質とされているものが、実は歴史的、社会的、文化的に作り出されてきたものとみなす構築主義の考え方があり、歴史もまた、過去の出来事を物語という形式を用いて表象したものである、とする。そして、このような構築主義の態度が、1990年代以降、日本でも盛んに論じられるようになったカルチュラル・スタディーズの基本的姿勢と言える。

現在、カルチュラル・スタディーズは歴史学のみならず、人類学や社会学、政治学、文学などにも大きな影響を与え、従来の「文化」や「民族」あるいは「人種」等が持つと考えられてきた「本質的なもの」を明らかにしようとする姿勢から、そのような概念の枠組み自体が如何に形成されるのか、という根源的問いへと、大きく方向転換を遂げている。

例えば、社会学研究の北田暁大は、カルチュラル・スタディーズの特徴として、次の3点を挙げる。⁽³⁾

- ① アイデンティティ構成にかかわる「反本質主義」：ジェンダー、クラス、エスニシティといった属性アイデンティティを、社会的・歴史的に構成されたものとして扱う。

- ② 観察者の特権性の否定：分析者の特権性を否定し、当事者（社会構成員）による、「社会問題」「アイデンティティ」の定義づけに主眼を置く。
- ③ 政治性の重視：当事者による解釈＝定義づけの過程を重視しつつ、そこに作用する社会的権力を見据える。また分析者の提示する分析そのものが内包する権力性も問題化していく。

また、イギリス文学・文化研究の本橋哲也によれば、カルチュラル・スタディーズの焦点となるのは、「文化／非文化」、「自己／他者」の境界線をめぐる政治性であり、それは「誰が自己であり、誰が他者かを決めているのは、ある文化を支えている特定の社会体制の内部と外部のどちらにその人が属しているかを決定するような力関係、言い換えればその社会の規則や慣習や礼法などである」からとする。すなわち、「社会的・文化的しくみによって、ある体制から排除されている存在が、他者ということになる」のであって、それゆえ「自己と他者との間の線引きのプロセスに関わる力関係を問い直そうとする」ことが、カルチュラル・スタディーズ特有の手法と考える。⁽⁴⁾

こうした視点から「民族」や「文化」を捉え直すと、それらは固定的なカテゴリーではなく、歴史的・社会的状況に応じて不断に変化するものとして捉えることが出来る。

それゆえ、カルチュラル・スタディーズから発せられる、「誰が他者とされるのか」、「何が異文化とされるのか」という問いは、「民族」・「文化」の可変性・流動性に気付かせ、同時に固定的な他者認識を解きほぐすことを可能にするのではないだろうか。

そこで具体的に、カルチュラル・スタディーズの視点に立って、冒頭で

触れた「ユダヤ人であつた」から迫害されたという認識を検証してみると、当事者にとってそれはむしろ「ユダヤ人とされた」からに他ならないことが、多くの証言によって裏付けられる。

例えば、アウシュヴィッツからの生還者で、オーストリア出身の哲学者・作家のジャン・アメリー（本名ハンス・マイアー、1912年生まれ、1978年に自殺）⁽⁵⁾ について、同じくアウシュヴィッツから生還し生前のアメリーと親交のあった作家・科学者のプリーモ・レーヴィが記した文章が、それを如実に物語っている。⁽⁶⁾

彼は1912年にウィーンで、主としてユダヤ人から成る家系に生まれた。しかし彼の家族はオーストリア＝ハンガリー帝国に同化され、統合されていた。家族の誰一人としてしかるべき形でキリスト教に改宗したものはいなかったが、クリスマスにはスパンコールで飾ったクリスマスツリーのまわりでお祝いをするような家だった。家で小さな事故が起きた時は、母親はイエス、ヨセフ、マリアの名を唱え、第一次世界大戦中に、前線で死亡した父親の記念写真は、ひげをはやしたユダヤの賢人ではなく、チロルの皇帝狙撃兵の士官の制服姿で写っていた。ハンスは19歳までイディッシュ語の存在すら聞いたことがなかった。

彼はウィーン大学文学部を卒業したが、生まれたばかりの国家社会主義（ナチス）党とは軋轢なしにはいられなかった。彼にとってユダヤ人であることは重要ではなかったが、ナチ黨員にとって彼の意見や傾向はいかなる重みも持たなかった。唯一重要なのは血であったが、彼の血はゲルマン主義の敵になるのに十分なほど汚れていた。彼はあるナチ黨員の拳で歯を折られたが、この若き知識人はまるで学生時代の決闘で傷を負ったかのように、その欠けた歯を誇りにしていた。1935年のニュルン

ベルク法と、1938年のドイツのオーストリア併合によって、彼の運命は転機を迎えた。（中略）

彼は自分自身をユダヤ人とは考えていなかった。ヘブライ語やユダヤの文化的伝統を知らず、シオニズムの教えには耳を貸さず、宗教的には不可知論者であった。また持っていないアイデンティティを作り出すことはできないとも感じていた。ユダヤ主義の伝統の中に生まれてないものはユダヤ人ではないし、そうなるのは非常に難しい。本来の定義からして、伝統とは受け継がれるものである。それは何世紀もの間に作り出されるもので、後天的に作製されるものではない。（中略）彼や、彼と同様にドイツ文化を信じた、ドイツ系の多くのユダヤ人にとって、ドイツ人としてのアイデンティティは否定された。ナチのプロパガンダによって、シュトライヒャーの『シュテュルマー』の汚れたページには、ユダヤ人は毛深く、太っていて、足が曲がり、鷲鼻で、耳が立っている寄生虫で、人に害悪を与えるだけのもの、として描かれた。ユダヤ人がドイツ人でないことは自明の理だった。その存在だけで、公衆浴場や、公園のベンチすら汚すのだった。

この位階剥奪から身を守るのは不可能だった。世界全体が素知らぬ顔をしていた。ドイツのユダヤ人自身も、ほとんど全員が、国家の横暴に屈服し、客観的に劣等的な地位に落とされたと感じていた。それから逃れる唯一の方法は逆説的で、矛盾していた。それは自分自身の運命を受け入れ（この場合はユダヤ主義であった）、そして同時に押しつけられた選択に反抗することであった。帰って来たユダヤ人であった若きハンスにとって、ユダヤ人であることは不可能であるのと同時に強制でもあった。死ぬまで彼につきまとい、死を引き起こした彼の断絶は、ここから始まった。（プリーモ・レーヴィ『溺れるものと救われるもの』）

このレーヴィの記述から、当時のアメリーをはじめとする大多数のユダヤ系ドイツ人・オーストリア人にとって、ドイツ文化は彼ら自身のアイデンティティであったにもかかわらず、それを一方的に否定され、ユダヤ主義という「新たな」アイデンティティを身にまとわざるを得ない状況へと追い込まれていった状況が良く分かる。

これについて、アメリカの国立ホロコースト記念博物館のマイケル・ベレンバウムは、ナチズム以前のドイツは「ヨーロッパのユダヤ人にとって、文化と自由の象徴」であったとし、「社会的には差別があり、就ける職業にも制約があったが、ユダヤ人は、自分たちにはドイツ人としての未来があると信じていた。多くのユダヤ人はキリスト教に改宗しており、さらに多くのユダヤ人は先祖代々の宗教的習慣を捨て去っていた。非ユダヤ人との結婚も珍しいことではなかった。ドイツ語を話し、自らをドイツ人と自負する彼らにとって、ドイツは文字通り祖国となっていた」と述べている。⁽⁷⁾

もちろん、私はユダヤ人としてのアイデンティティの存在を否定するつもりは毛頭ない。ただ、それは多くの場合、ナチスの迫害後に明確な形をとるようになったものであることを、見落としてはならないと考える。例えば、戦後ドイツのユダヤ人文学を研究する西谷頼子が、それを「収容所で目覚めた『民族』」と表現するように、⁽⁸⁾ ユダヤ人としての民族意識は、迫害という社会状況下にあっても、意識せざるを得ないものになったと言えよう。

そして、当事者にとって「ユダヤ人とされた」という意識は、実際に法律によって一方的に「異人種」の烙印を押されたことで、決定的なものとなった。すなわちそれが、レーヴィも指摘する、1935年にドイツ国会で制定されたニュルンベルク法（血統保護法と帝国公民法及びそれを補足する政令）である。

昨年の本研究報告書でも取り上げたが、史上初の「人種法」とされる同法によって、「祖父母がユダヤ教信者であったかどうか」という何ら生物学的でない基準であったにもかかわらず、初めて「誰がユダヤ人種か」を法的に「明確」にし、「血の排除」を可能にしたと言える。⁽⁹⁾

ニュルンベルク法は、ユダヤ系市民からの公民権の剥奪の規定が比較的良好に知られているが、ホロコースト史を研究するラウル・ヒルバーグは、同法によるユダヤ人の「人種定義」を重視する。それは、ナチスが政権を掌握した「1933年にユダヤ人はほとんど完全に解放されており、ドイツ社会に統合されていた。それゆえにユダヤ人をドイツ人から分離することはきわめて複雑な過程であった」にもかかわらず、ニュルンベルク法を制定したことで、ドイツ社会の一員であったユダヤ系市民を、「合法的」に共同体から排除する方向へ、道を切り拓くことが出来たからである。また、ヒルバーグは、ユダヤ人の定義という問題は、1938年のクリスタル・ナハト（水晶の夜）と称される大規模なユダヤ人に対する組織的な迫害（ポグロム）と比較して、一見「かなり害意の少ない措置」に見えるが、それは財産収用、強制収容、抹殺へと連続する「行政的持続性」を持つという点において、ポグロムとは決定的に異なる「絶滅過程」における重要な第一歩である、と指摘している。⁽¹⁰⁾

私はホロコーストを実行可能にした出発点とも言える、このニュルンベルク法の歴史的意義は非常に大きいと考えるが、ニュルンベルク法を記載した現行の世界史教科書は一社もない。それはまるで教科書の世界から「無視」されているかのようである。では何ゆえに「無視」出来るのであろうか。そこで次章では、教科書構成と教科書記述の両面から、この問題について考えてみたい。

2. 教科書記述と既成化される「異人種」像

教科書においてニュルンベルク法が顧みられない理由として、まず考えられるのは、ホロコーストをニュルンベルク法の制定から繋がる、ナチスの一連の人種主義政策の帰結とは位置付けていない点である。

それは教科書の構成を見れば、多くの世界史教科書や中学の歴史教科書では、ホロコーストを第二次世界大戦中の一つのエピソードとして、紹介していることから窺える。すなわち、ホロコーストは戦争の「残虐性」という文脈の中で、考察することが求められるのである。

確かに、ホロコーストが戦争中の出来事であり、戦争と無縁ではないことは明らかだが、ホロコーストを戦争の「野蛮性」の問題に還元してしまうことで、人種主義を許容した社会を冷静に問う姿勢が放棄されてしまっているのではないだろうか。

その結果が、ナチズムに対しても、その「野蛮性」にのみ関心が集まり、クリスタル・ナハトや突撃隊員によるユダヤ人へのいやがらせ等の暴力行為を、教科書が写真入りで取り上げることはあっても、ニュルンベルク法や、それに続く「合法的」取り締まりに触れようとはしないという、人種主義政策に対する軽視をもたらしているように思う。

さらに言えば、その背景には「ホロコーストは広島・長崎と並ぶ、第二次世界大戦が非戦闘員に対してもたらした悲劇である」という、日本で一般的に受け入れられている認識の枠組みが存在する。

例えば、『アンネの日記』は日本でも多くの読者を持つが、その日本的受容のされ方を、アンネの伝記を著したイギリスのジャーナリスト、キャロル・アン・リーが指摘している。リーは、アンネの父オットーが書簡の中で、『アンネの日記』は「戦争文学ではありません。戦争はこの本の背景で

しかないのです」と述べているのに対して、日本では『アンネの日記』が「戦争文学」として読まれ、「戦争のもたらした悲劇」に力点が置かれているとする。⁽¹¹⁾

「戦争と平和」というストーリーに沿って、これまで日本ではホロコーストが語られてきたと考えるが、それが繰り返し語られることによって、見落とされてしまった問題があるのではないか。その典型的な例が、人種主義に対する視点の欠如ではないかと思う。

そして、ニュルンベルク法が顧みられないもう一つの理由として考えられるのは、そもそも教科書では「人種」という言葉自体や「人種」に関する事柄が記述されにくいという点である。

「人種」という言葉の使用をめぐるのは、一昔まで「白色人種（コーカソイド）、黄色人種（モンゴロイド）、黒色人種（ネグロイド）」と分類されていたような単純な記述は消滅し、現在では全く用いられないか、欄外に「人種とは皮膚の色など身体の遺伝的な形質にもとづく分類」とか「優劣の問題とはまったく関係ない」といった解説が加えられる程度である。⁽¹²⁾

これは、20世紀のナチスの登場の場面においても当てはまり、ナチスの「人種主義」とは言わずに、「反ユダヤ主義」「ユダヤ人の迫害」とのみ記述される。

恐らくは「人種」という言葉が招く、差別や偏見を考慮しての措置なのであろうが、これではまるで、当時ナチスの人種主義政策そのものがなかったかのような印象すら与えかねず、反って大きな誤解を招く恐れがある。また、この結果、当時の優生学によって「科学的」に裏付けられ、ニュルンベルク法等の諸法令によって「合法的」でもあった人種主義の意味を考慮せずに、ヒトラーやナチスの「偏見」とホロコーストとを直結させてしまえば、思考の単純化を招く恐れもある。

その一方で、何の注釈もなく「ユダヤ人の迫害」と記述すれば、それこそ「ユダヤ人であつた」から迫害されたという、冒頭でも触れた学生の認識そのものの解釈を生み出す。そして、「科学的」な「人種」概念が19世紀末という新しい時代に形成されたことや、「ユダヤ人種」が政治的に創り出されたことに全く気付くことなく、「異人種」すなわち絶対的「他者」としてのユダヤ人像を既成化してしまう。それはまるで、古代において「異人種」が既に存在し、それがそのまま20世紀まで連続するかのような印象すら与えている。これによってナチスの作為性は益々隠蔽され、ユダヤ人の「他者性」はゆるぎないものになってしまうのである。

ユダヤ人に限ったことではないが、教科書では単に「〇〇人」とのみ記述される「民族」・「人種」は、それが如何にして形成されたのか、民族的アイデンティティがどのように生み出されたのかといった点が全く考慮されない。そして、それらをすべて「省略」した上で、画一的なカテゴリー名として扱うことが、いつのまにか「常識」となっている。

もし、このような教科書記述のスタイルに、疑問を挟むべきではないとするなら、それは思考の停止・放棄に他ならないと思う。一方で歴史的思考力の育成を謳いながら、教科書自体が固定的な他者認識を前提とし（突き詰めれば「日本史／世界史」という区分からして当てはまるかもしれない）、また教師もそれに沿った授業しか展開出来ないのであれば、貧弱な他者像しか描けない若者を生み出すのは当然の結果であろう。

にもかかわらず、ただ単に「人種」の「言葉狩り」を行うだけで、実際には「人種」について考えることを忌避するような状況がある背景には、日本の教科書記述の特徴として、「混乱を招く」恐れのある歴史事象は予め排除し、「揺るぎない」歴史像を記述することを好む傾向があるのではないだろうか。

「混乱を招く」とは見方を変えれば、価値観の相克、葛藤、対立、矛盾等の存在に気付くことである。しかし、日本の歴史教育の現場では、なかなかそれが評価されない。⁽¹³⁾

これに対して、比較教育学研究の近藤孝弘は、ドイツで「内容的に相互に対立し矛盾する資料を敢えて掲げる」タイプの歴史教科書が登場したことに触れながら、それを「一つの理念型」として捉えようとするヨーロッパの教科書研究の情勢を紹介している。⁽¹⁴⁾

手放しでそのような教科書を賞賛するわけではないが、日本でも中学生や高校生が、歴史を通してもっと価値葛藤を体験するべきではないかと考える。それゆえ、私は「他者認識を問う」スタイルの授業を構築してみたいと思う。そのためには、具体的にどのような教材が有効であろうか。そこで次章では、一昨年、昨年に引き続き、ナチズムの時代を事例とし、実際の教材化を通して考察する。

3. 他者認識を問う教材の探求

(1) 教材化の2つの視点

まず、ナチズムの時代を学習する際に、「自明」とされて顧みられない「ドイツ人／ユダヤ人」の境界を問うことが、教材化に欠かせないと考える。

そのためには、「誰が『ユダヤ人』とされたのか？」という視点から、人為的かつ政治的に「異人種」としてのユダヤ人像が創出されたことや、それが「他者」の捏造を意味することに気付くことが出来るような教材が必要である。

そこで、第2節ではオットー・フランクの教材化を行い、また第3節ではニュルンベルク法の教材化を行って、その可能性を考察する。

そして次に、「ドイツ人／ユダヤ人」の断絶を問うことも、教材化には必要と考える。なぜなら、たとえ「ユダヤ人＝異人種」が疑わしいものであったにせよ、一度そのレッテルが貼られてしまうと、それが実際に絶対的な「他者」を示す印として効力を持ち、両者の間に深刻な断絶を生み出したからである。

例えば、このような問題意識から、エール大学児童研究センターのデボラ・ドワークが、ホロコーストの犠牲となった子どもに対する研究を行っている。ドワークは、ホロコーストの核心をなしたのは「<よそ者>というイデオロギー」であると考え、「自分の国でよそ者となり、蔑まれ、権利を失い、最後には殺されるべきものとしての烙印を押されるというのは、いったいどのようなことなのか？ユダヤの子供は、かつて自分も一員だった社会機構、国家からどうやって切り離され、虫けらのように排除されたのであろうか？」と問うている。⁽¹⁵⁾

それゆえ、「『ユダヤ人』とされたことで、何がもたらされたのか？」という視点から、「他者」の烙印を押されることで生じた、共同体社会や一般のドイツ人との断絶を理解するための教材が求められる。ただし、それは安易に非難する類のものであってはならないと思うし、ドイツ人、ユダヤ人双方の視点からその断絶を見据えていくべきだと考える。

そこで、第4節では一般のドイツ人の視点から、エルナ・リスティングとレナーテ・フィンクという二人の少女の記録の教材化を、第5節ではユダヤ人の視点から、プリーモ・レーヴィの記録の教材化を行い、その可能性を検討する。

(2) オットー・フランクの教材化

第2章で触れた、ユダヤ系ドイツ人が体験したアイデンティティの葛藤を考える教材として、ここではアンネ・フランクの父、オットー・フランクに注目してみたいと思う。

アンネ・フランクの遺した日記は、世界中で読み継がれるベストセラーであり、アンネに関する書籍は枚挙にないほど出版されているが、これまで彼女の親族に関する詳しい資料を目にする機会は少なかった。

このような中、アンネの従兄でスイス在住のバディー・エリーアスが理事長を務めるアンネ・フランク財団の協力によって、家族の記録を多数含んだアンネの伝記が出版された。⁽¹⁶⁾ この中では、アンネの父オットーに焦点が当てられ、彼の人物像が浮き彫りにされている。それは次のような姿である。

アンネの父親、オットー・ハインリヒは、次男として1889年5月12日に生まれた。長男ローベルトは、1886年10月7日生まれ、三男ヘルベルトは、1891年10月13日の出生、そして1893年9月8日に、ヘレーネ、愛称レーニがつづいた。たったひとりの女の子で、かぼそく、ひよわに見えるレーニは、ことのほか過保護に育てられたが、とりわけ次兄のオットーから、ルンニとかルンナなどと呼ばれて、かわいがられた。1902年、一家はヴェステントのヨールダンシュトラセ四番地に、すばらしい家を見つけて引っ越した。家はその前年に建てられたばかりで、けっして豪邸とまではいかなかったが、それでも、バルコニーや、屋上の堂々たる円屋根の塔などは、いかにも壮麗な趣をかもしていた。近隣の人々と同様に—そしてこれはドイツ系ユダヤ人の80パーセントま

でが同様だったがーフランク家も自由派ユダヤ教の信徒に属すいっぽう、ほかのさまざまな信仰や生き立ちを持つひとびととも親しくつきあっていた。オットーはのちにこう語っているー「フランクフルトで過ごした若いころには、反ユダヤ主義者に出あった覚えはまったくありません。そういう偏見を持ったものもたしかにいたでしょうが、わたしはただのひとりも出あったことがありませんね」。それでも、亡くなる直前には、幼年時代の遊び仲間が写った写真をおある友人に見せ、「この連中は、のちにみんなナチ黨員になったよ」と認めている。(中略)

第一次世界大戦では、およそ10万ものユダヤ人がドイツ軍の一員として戦った。ローベルト、オットー、ヘルベルトのフランク三兄弟も、全員がこのとき徴兵されている。オットーも歩兵隊所属の射距離測定員として、砲兵隊に配属された。(中略) その1年後、ソンム総攻撃が開始された。この作戦行動が終わったとき、イギリスは40万人の兵員を失い、フランスは20万人を失っていた。そしてドイツ側の死傷者は45万。オットーもこの戦闘に参加したが、さいわいにもなんとか生還することを得た。西部戦線から送られたオットーの手紙が、少数ながらもいまなお保存されている。(中略)

1917年のある手紙では、ドイツの勝利を渴望しているー“新聞を見て、わくわくしているよ、これでロシア人どもにもドイツの底力を見せつけてやれたんじゃないか、って！ロシアはどうかんばっても、あと一冬はもつまい。だからぼくはいまなお樂觀視している”。のちにふりかえてみて、彼は、“何世紀もドイツで生きつづけてきて、すっかりこの国に同化している、そういう家庭に生まれたわたしとしては、ドイツ人意識が非常に強かったのです”と述懐しているし、べつの手紙でも、このように書いているー“当時、ユダヤ人という意識がまったくなかったと

は言えません。しかし、なぜかわたしとしては、ドイツ人意識のほうを強く持っていた。そうでなければ、大戦ちゅうに将校に昇進することもなかったでしょうし、そもそもドイツのために戦ったりはしなかったはずです。ところがあとになってみれば、いまではだれもが知っているように、こういう事実もわれわれの迫害者たちの目には、これっぽっちの相違ももたらしはしなかったのです”。

(キャロル・アン・リー『アンネ・フランクの生涯』第1章)

ここからは、ドイツ人としての自覚を持ち、第一次世界大戦に従軍したオットーが、ドイツを祖国と信じて戦った様子が窺え、まだこの時点では、彼がドイツ人とユダヤ人との間で心が引き裂かれるといった感覚とは無縁であったことが分かる。

ところがナチスの迫害を受ける中で、オットー自身、自分たちの受けた迫害が「自らのユダヤ人としてのアイデンティティを考え直すきっかけになった」と主張するようになった。それは先述のアメリー同様、彼もまた迫害によってユダヤ人としての民族意識に目覚めた一人であったことを表している。とは言っても、家族内でも意識の程度はまちまちで、妻や長女のマルゴーが強い信仰心を持つようになったのに比べて、次女のアンネは宗教そのものには全く関心がなく、オットー自身は「育った環境がもともと信心深くはなかった」ものの、信仰のあり方を見直させられたと述べている。⁽¹⁷⁾

このようなオットーのアイデンティティをめぐる葛藤は、彼らがゲシュタポによって逮捕された時の様子からも窺うことが出来る。次の文章は、戦後のオットーによる証言や、彼らを逮捕したオランダのゲシュタポに勤務していたオーストリア出身の警察官、ジルバーバウアーに対する調査をもと

に、復元された逮捕時の模様である。⁽¹⁸⁾

屋根裏部屋の下の狭苦しい、じめじめした小部屋で、オットー・フランクは18歳になるペーター・ファン・ペルスに英語の書き取りをさせていた。ペーターの綴りのまちがいを正してやっているとき、だれかが足音を忍ばせようともせずに階段を駆けあがってくるのを耳にした。驚いたオットーは、はじかれたように立ちあがった。いきなり扉が乱暴にひらかれ、ひとりの男が彼らにピストルを向けてきた。「手をあげろ」ふたりとも身体検査をされ、武器を所持していないかどうかを調べられた。なにも持っていないとわかると、男は銃を動かして、「こっちへこい」と指示した。ふたりは男のそばを通り抜けて、ペーターの両親の部屋にはいっていった。そこでは、ファン・ペルス夫妻と、やはりここで隠れ家生活を送っているフリッツ・プフェファーとが、おなじように両手を高くあげて立たされていた。べつのオランダ・ナチ党員が三人を見張っていた。「下へ行け」

階下のフランク家の部屋では、エーディト・フランクと、ふたりの娘たち—マルゴーとアンネ—とが、やはり手をあげて立っていた。マルゴーは低くすすり泣いていた。クーフレルもそこにいて、三人めのオランダ・ナチ党員、およびジルバーバウアーといっしょにいた。ジルバーバウアーもピストルを構えていた。厚地のカーテンを透かして、かすかな日ざしが室内にこぼれていた。

オットー—「いざ彼らに踏みこまれたときにいったいどんな気持ちができるか、そんなことは想像したことさえありませんでした。まったく考えられないことでしたから。そしていま、ついに彼らはやってきたというわけです」。

ジルバーバウアーは油断なく一同を見まもっていた。ヒステリックに騒ぐものはひとりもいなかった。彼はオットー・フランクに目を向けた。

「貴重品はどこだ」

オットーは戸棚をゆびさした。ジルバーバウアーは小型の金庫をそこからとりだした。なかには、いくばくかの宝石類と、札束とがはいっていた。あたりを見まわした彼の目が、オットーの書類鞆を認めた。それを取りあげた彼は、中身をふるいおとした。何冊ものノートや、ルーズリーフの用紙、それに一冊の赤い格子縞の日記帳が床に散らばった。彼は金庫の中身をその鞆に詰め、さらに多少の銀器と、真鍮製のメノーラ（燭台）もそこに押しこんだ。（中略）

オットーはジルバーバウアーにたいし、自分たちがどのくらいの期間をこの〈隠れ家〉で過ごしてきたかを語った。

「二年も、だと？」ジルバーバウアーはすっかり驚いていた。「そいつは信じられんな」

オットーは壁にしるされた鉛筆の線をゆびさした。「あれはわれわれがここで潜行生活を始めたとき以来、わたしの下の娘の背丈がどれだけ伸びたかを示すあかしですよ」

ジルバーバウアーがさらに驚いたのは、ベッドと窓とのあいだにきちんと置いてある、古い灰色の軍用トランクに気づいたときだった。「これをどこで手に入れた？」と、彼はけわしくたずねた。

「それはわたしのものです」オットーは言った。「先の大戦に、ドイツ軍の中尉として従軍しましたから」

ジルバーバウアーは顔を真っ赤にすると、「なんでまた、そういう身分だったということをお届けでなかったんだ？」と詰問した。「そうしていれば、テレジエンシュタットの労働収容所へ送られるだけですんだか

もしれないんだぞ。手心を加えてもらえたかもしれんのだぞ」

オットーは答えず、じっと相手の目を見つめているだけだった。ジルバーバウアーは目をそらした。

クーフレル「わたしはジルバーバウアーが内心の感情と闘っているのを見まもっていました……彼はいつのまにかフランクさんの前に気をつけの姿勢で立っていて、もしもそこで鋭い声で命令でもかけてやれば、かちんと踵を鳴らして敬礼するのではないか、そんな気がしてなりませんでした」。

ジルバーバウアーはぐるりと回れ右をして、階段を駆けあがっていった。しばらくして、「急ぐことはないぞ、ゆっくりやれ、ゆっくりやれ！」と言いながらまた降りてくると、おなじことを部下たちにもくりかえした。

オットー「ひょっとして、踏みこんできたのが彼ひとりだったら、われわれを見のがしてくれていたかもしれません」。

(キャロル・アン・リー『アンネ・フランクの生涯』プロローグ)

フランク一家の逮捕という緊迫した場面で、重要な意味を持つのがオットーの古い軍用トランクである。このトランクをめぐる交換されるオットーとジルバーバウアーのやり取りから、ユダヤ人として捕らえたのが元ドイツ軍将校とその一家であったという事実が、逮捕する側にとっても少なからぬ動揺を引き起こしたことが分かる。それは同時に、ナチスによってステレオタイプ化されたユダヤ人像が、建前にすぎなかったことを物語っていると言えよう。

このような、逮捕する側とされる側との間に引かれた一線が、矛盾を孕んだものであったことを想起させるエピソードは、授業の導入部の教材と

して、「ドイツ人／ユダヤ人」の境界の「自明性」を問う姿勢を引き出す効果が期待出来る。また、併せて先に紹介したナチスの漫画教科書に掲げられた「ドイツ人とユダヤ人との明確な違い」の図を対比させれば、その創られたユダヤ人像の作為性に気付くことも可能である。

(3) ニュルンベルク法の教材化

そして、「ドイツ人／ユダヤ人」の境界を問うには、その境界が設けられた起源に遡って検証する必要がある。それゆえ、1935年のニュルンベルク法そのものに焦点を当てるべきだと考える。

一般にニュルンベルク法と呼ばれる法律は、1935年9月15日に制定された血統保護法と帝国（ライヒ）公民法とから成り、前者はユダヤ人とドイツ人の結婚や性交渉を厳罰によって禁じ、後者はユダヤ人の公民権の剥奪を定めたが、そのためには明確な「ユダヤ人規定」を法的に必要とした。この結果、帝国公民法を補足する形で、同年11月14日に政令が出された。これが、次の帝国公民法第一布告である。⁽¹⁹⁾

帝国公民法第一布告（一九三五年十一月一四日発布）

第二条

二 人種的にみて完全ユダヤ人である一人ないし二人の祖父母を血筋にもつ者は、第五条第二項にいうユダヤ人と見なされないかぎり、混血ユダヤ人とする。祖父あるいは祖母がユダヤ教信徒共同体に属している場合は、その祖父あるいは祖母は完全ユダヤ人と見なされる。

第五条

- 一 少なくとも三人の人種的に完全ユダヤ人である祖父母を血筋にもつ者はユダヤ人とする。
- 二 二人の完全ユダヤ人の祖父母を血筋にもち、かつ、次に該当するドイツ国籍所有混血ユダヤ人もまたユダヤ人と見なす。
 - a 本法（帝国公民法）の成立時にユダヤ教信徒共同体に属していた者、もしくは法成立後、同共同体に受け入れられる予定の者
 - b 本法成立時にユダヤ人と婚姻関係にあった者、もしくはその後結婚する予定の者
 - c 一九三五年九月一五日付けの「ドイツ人の血と名誉を守るための法」（血統保護法）の施行後、（第一項に定義する）ユダヤ人が結ぶ婚姻から生まれる者
 - d （第一項に定義する）ユダヤ人が結んだ婚外関係により、一九三六年七月三十一日より後に誕生する婚外子

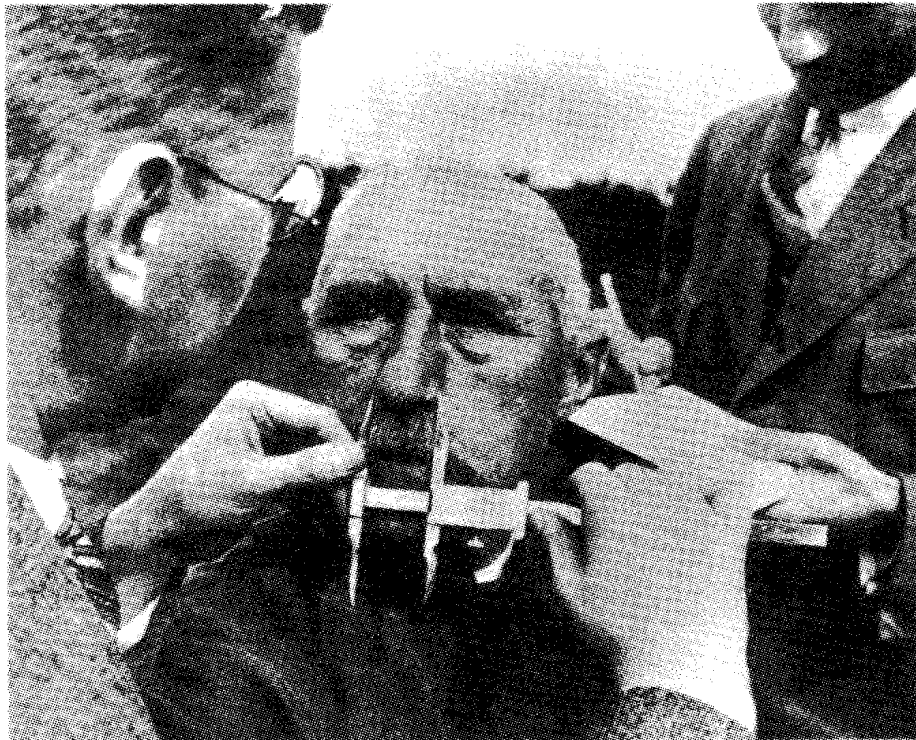
先述したように、この規定で「人種としてのユダヤ人」の根拠として挙げられているのが、第二条第二項の祖父母が「ユダヤ教信徒共同体」に属していたかどうかという、宗教を判断基準とするものであった。

すなわち、当時の人種衛生学（優生学）が盛んに「証明」し、宣伝したユダヤ人の「人種的（生物学的）特徴」とは裏腹に、宗教という文化的基準に頼らなくては「科学的」なはずの「人種」を判別できないことを、図らずもこの法律が物語る結果となっている。しかもそれは、わざわざ二世代前に遡らなければユダヤ教徒かどうか判別するのが困難なほど、文化的な同化が進行した現状があることも暗に認めている。この結果、本人がキリスト教徒であったとしてもユダヤ人とされるケースなど、様々な矛盾を

生じることになった。

このように、ニュルンベルク法自体を教材とすることによって、その矛盾点を探れば、「人種」カテゴリーという枠組みそのものの非科学性・政治性に気付くことが可能である。そして同時に、「合法的」に絶対的な「他者」とされるという不条理さを、想起することも出来るのではないだろうか。

またここでも、以下のようなナチス当局によって撮影された、鼻の形による「人種測定」の写真⁽²⁰⁾を用いるなどして、ニュルンベルク法の「人種規定」との対比を行えば、「人種的特徴」を信じ込ませようとしたナチスの政治的意図を浮き彫りにすることが可能だし、同時にメディア・リテラシーとしての学習効果も期待できると考える。



(クライヴ・A・ロートン『なぜおきたのか？－ホロコーストのはなし』)

(4) エルナ・リスティングとレナーテ・フィンクの教材化

「ユダヤ人とされた」と感じた人々の証言や、ニュルンベルク法を検証することで、「ユダヤ人種」が政治的に創り出されたことが理解できたとしても、それだけではナチズムという政治体制に対する問題意識に止まってしまふであろう。確かに、「他者」を捏造するシステムやプロパガンダの責任は大きいと思うが、それを受容する側の問題として考えない限り、他者認識のあり方を考えることには繋がらない。

それゆえ、「異人種」という絶対的な「他者」像が、一般のドイツ人に受容されて浸透し、日常の様々な場面でユダヤ人との間に深刻な断絶をもたらしたという事実には、注目する必要がある。

例えば、ニュルンベルク法が制定された1935年に、ドイツのシュテュルマー新聞に投書された、エルナ・リスティングという小学生の少女の作文を見れば、当時のドイツの子どもたちが、どのようにユダヤ人を認識していたかを窺い知ることが出来る。⁽²¹⁾

作文〈ユダヤ人は私たちの災厄だ〉

残念ながら今も、みんなは「ユダヤ人はなにしろ神の創りたもうた者だ。だから、お前たちはユダヤ人をやはり尊敬しなければならない」と言います。でも私たちはこう答えたのです。「害虫もやっぱり動物だけど、私たちはそれを根絶やしにする。ユダヤ人は雑種だ。アーリア人とアジア人とモンゴル人の遺伝子を持っている。雑種では悪が支配するものだ。ユダヤ人の唯一善なるものは、白い肌の色である」と。(中略)

ユダヤ人は私たちからとても巧妙にお金や財産を巻き上げます。ゲルゼンキルヒェンでは、ユダヤ人のグリーンベルクが腐った肉を売りつ

けました。法典に従って彼にはそれが許されるのです。ユダヤ人たちは暴動を企み、戦争を煽り立てました。彼らはロシアを不幸にしたのです。ドイツでは、彼らはドイツ共産党にお金を与え、殺人者たちに礼金を払いました。私たちは死に瀕していました。その時、アドルフ・ヒトラーが現れたのです。今、ユダヤ人たちは外国にいて、私たちへの憎悪を煽っています。でも、私たちは惑わされません。総統に従うのです。私たちはユダヤ人の店で何も買いません。彼らに、1ペニヒでも払えば、それが私たちの一員を殺すことになるのです。ハイル・ヒトラー。

(エーリカ・マン『ナチズム下の子どもたち』)

リスティングの作文には、ユダヤ人の「私たちへの憎悪」が言及されているが、反対にこの幼い少女を衝き動かしているのは、「悪が支配する」「雑種」のユダヤ人に対する激しい憎悪である。彼女にとってユダヤ人は、「根絶やし」にして構わない「害虫」と同じ存在となってしまうている。当時、このような「異人種」への憎悪が、幼い子どもにまで浸透していたことには驚かざるを得ないが、むしろ幼さゆえに、ステレオタイプ化された「他者」像を信奉出来たのかもしれない。

そしてもう一つ、元ヒトラー・ユーゲント女子リーダーであったレナーテ・フィンクという女性が、16歳当時を回想した文章も併せて取り上げたいと思う。⁽²²⁾そこには彼女の自省の言葉が綴られている。

ユダヤ人は私にとって、全ての<悪>(悪い考え、退廃した芸術や知性)の化身を意味していました。私は<水晶の夜>の出来事を次の日になってから学校で聞きました。それで、もっとよく知ろうと努力したのですが、私がつねた人はみな、ぎくっとして防御の身構えをとるか、

私まで戸惑うようなあざけりの勝利を口にするかでした。私はそのことについて父と話し合うことはできませんでした。何か途方もないようなことがおこったとは感じましたが、それが何であるか実際には理解できませんでした。私はあまりにもユダヤ人を敵視していたので、彼ら犠牲者を人間として、悩み苦しむ人間としては、もはや全く認識できなくなっていたのです。(中略)

確かに、たった一度だけ一人のユダヤ人との出会いで胸うたれたことがありました。その少女とは、かつて一緒に学校に通ったこともあったのです。ある日、彼女は、黄色いユダヤ人の星印をつけていました。彼女は私に挨拶をし、私も彼女に挨拶し返しましたが、とたんにギクリとしました。というのは、私はユダヤ人に絶対に挨拶などしてはいけなかったのです。彼女が私に投げかけたそのときのまなざしを私は決して忘れることはできないでしょう。そうして彼女は行ってしまいました。これは今日でもなお、私にとって苦い思い出となっています。

(カール・シュッデコプフ編『ナチズム下の女たち』)

フィンの証言から、彼女もリスティング同様、ユダヤ人は「全くの〈悪〉の化身」であるという単純で安易な「他者」像に支配されてユダヤ人を憎悪し、かつて一緒に学校へ通ったユダヤ人の友人に対してさえ、人間的に振る舞ってはいけないと感じるような有様であったことが、浮かび上がってくる。

フィンはそれを自らの言葉で、ユダヤ人をもはや同じ「悩み苦しむ人間」とは感じなくなってしまうと、率直に認めている。絶対的な「他者」に対しては、彼らの痛みや苦しみを思いやることは不要であり、「他者」への想像力を喪失した状態にあったと言えよう。そして、この延長線上に

ドイツ人のホロコーストに対する「無関心」が位置付けられるのではないだろうか。

このようなリスティングやフィンクの記録は、中学生や高校生にとって等身大の教材としての価値がある⁽²³⁾と考える。それゆえ、私は安易に非難するのではなく、彼女らが辿った道を繰り返さないための指標として、真摯に用いたいと思う。

(5) プリーモ・レーヴィの教材化

前節とは反対に、ここではユダヤ人の立場から、アウシュヴィッツの体験をもとに、ドイツ人との断絶についての省察を行った人物として、第1章でも触れたユダヤ系イタリア人作家・化学者のプリーモ・レーヴィ（1919年生まれ、1987年に自殺）に注目したい。

プリーモ・レーヴィは、イタリアのトリノに生まれ、イタリア文化に同化したユダヤ系市民の非宗教的な環境の下に育った。イタリア人の自覚を持ち、トリノ大学で化学を学んで首席で卒業したが、ムッソリーニのファシスト政権がニュルンベルク法を真似て1938年に発布した人種法によってユダヤ人とされ、市民権を剥奪された。その後、反ファシスト運動に参加してパルチザン活動中にファシスト警察によって逮捕され、人種的理由によりアウシュヴィッツに送られた。レーヴィは、そこで初めてイディッシュ語に象徴される「東欧ユダヤ人」世界を知り、ユダヤ人としての民族意識に目覚め、後に自らのユダヤ性はアウシュヴィッツに着いた時に腕の皮膚に刺青された番号に印されていると主張した。このように彼もまた、収容所において新たなアイデンティティを身にまとわざるを得なくなった、西欧のユダヤ系市民の一人であった。⁽²⁴⁾

レーヴィはアウシュヴィッツからの生還後、そこでの体験を『これが人間か』（邦題『アウシュヴィッツは終わらない』）と題する一冊の本に著した。⁽²⁵⁾ この中で彼は、ドイツ人とユダヤ人とを分かつ、不条理な隔たりに関する考察を行っている。それは彼の次のような体験に基づいている。

彼は化学の知識があったために、強制収容所に隣設された民間の化学工場の研究所で働くことになったが、そこではドイツ人・ポーランド人の民間人の女性が共に働いていた。

この娘たちは、私たちには別世界の生き物と見える。三人のドイツ人の娘と、倉庫係りをしているポーランド人のリヂバ嬢と、秘書のマイヤー夫人だ。彼女らは、すべすべしたバラ色の肌を輝やかせ、清潔で、暖かそうで、色鮮やかな、美しい服を着、長い金髪を美しく整えている。話し方はとても優雅で上品だ。そして決められた通りに研究所を清掃、整頓しておくかわりに、片隅でたばこを吸い、ジャム付きのパンを人目もはばからずに食べ、爪にやすりをかけ、ガラス器具をたくさんこわし、私たちのせいにしようとする。掃除する時には、私たちの足まで掃く。私たちとは口をきかず、不潔でむさくるしい私たちが、研究所を、足にあわない木靴をはいて、体をひきずりながらよたよたと歩いているのを見ると、顔をしかめる。私は一度リヂバ嬢にもものを尋ねたことがある。彼女は私に答えずに、めいわくそうな顔をしてスタヴィノガ（研究所長）をふり返り、早口で何か言った。何と言ったか分からなかったが、「臭いユダヤ人」という言葉ははっきりとききとれた。私の体は縮み上がった。（中略）

この娘たちは歌を歌う。どこの研究所の娘たちも歌を歌うのと同じだ。これは私たちにひどくつらい思いをさせる。また自分たち同士でおしゃ

べりをする。配給制や、婚約者、家、次の祭礼の話……

「日曜日は家に帰るの？私は帰らないわ。旅行がとても不便になっているんですもの！」

「私はクリスマスには帰るわ。二週間だけだけど。その次は来年のクリスマスね。でも本当だとは思えないわ。今年は何て早く過ぎてしまったんでしょう！」

……今年は何と早く過ぎたことだろう。去年のいま、私は自由な人間だった。法の外にあったが、自由の身で、家族もあり、名前も持ち、休みなく働く、好奇心旺盛な頭脳と、敏捷で健康な体を誇っていた。(中略)あ那个时候の生活で、いまでも残っているものといったら、かろうじて飢えと寒さをしのげる体力だけだ。自らの生を絶てるほどにも、十分に生きていないのだ。

(プリーモ・レーヴィ『アウシュビッツは終わらない』)

ここではナチスも親衛隊も登場しない。しかし、同じ場に在りながら、こちら側とあちら側を隔てる「ドイツ人／ユダヤ人」の区分は、人間と人間以下とに分けるほど決定的なものであり、それを普通の市民が何の抵抗もなく受容し、アウシュヴィッツの地にあっても日常的に振る舞える姿は、両者の断絶を鮮やかに浮き彫りにしている。

レーヴィは、このような一般のドイツ人が自分たちユダヤ人を見る眼差しを、「別世界に住む生き物が、水族館のガラス越しにかわしたような視線」と形容し、⁽²⁶⁾それは前節のレナーテ・フィンクが、ユダヤ人を自分たちと同じ「悩み苦しむ人間」とは感じられなかったと述べるのと、極めて対照的である。

教材として、このようなレーヴィの体験を取り上げる際に、例えば次の

ような、ドイツの民衆を描写したヒトラーの言葉と対比させれば、ユダヤ人との人間的な繋がりや断絶を何ら不自然とは感じない、人間の心理に対する考察が深まるかもしれない。⁽²⁷⁾

民衆の圧倒的多数は、冷静な熟慮よりもむしろ感情的な感じで考え方や行動を決めるといふ女性的素質を持ち、女性的な態度をとる。しかしこの感情は複雑でなく、非常に単純で閉鎖的である。この場合繊細さは存在せず、肯定か否定か、愛か憎か、正か不正か、真か偽かであり、決して、半分はそうで半分は違ふとか、あるいは一部分はそうだがなどということはない。

(アドルフ・ヒトラー『わが闘争』)

ヒトラーが、このような警句とも取れる発言を、『わが闘争』の中で行っていることは皮肉に思えるが、同じ人間同士でありながら、絶対的な「他者」とされた人々に対する想像力を失っていった背景には、彼が指摘する「単純で閉鎖的」な他者認識の問題が存在しているのではないだろうか。そして、ユダヤ人の抹殺へと突き進んで行く時代状況の中で、「他者」に対する憎悪や無関心は、それを大きく加速させたと考える。もし、この他者認識の問題を、「巧みなプロパガンダ」の問題にしてしまうとすれば、それは問題の摩り替えに繋がると思う。

では、「他者」との断絶を克服する手立ては、あるのであろうか。その手掛かりとなるものを、レーヴィは著書『これが人間か』の冒頭で示唆している。それは、書名の由来となる一編の詩であり、彼は次のように読者、特に若い読者に対して訴えている。⁽²⁸⁾

暖かな家で何ごともなく生きているきみたちよ
家に帰れば熱い食事と友人の顔が見られるきみたちよ。
これが人間か、考えてほしい
泥にまみれて働き、平和を知らず、パンのかけらを争い、他人がうなず
くだけで死に追いやられるものが。
これが女か、考えてほしい
髪は刈られ、名はなく、すべてを忘れ、目は虚ろ、体の芯は冬の蛙のよ
うに冷えきっているものが。
考えてほしい、こうした事実があったことを。
これは命令だ。
心に刻んでいてほしい
家にいても、外に出ている、目覚めていても、寝ていても。
そして子供たちに話してやってほしい。
さもなくば、家は壊れ、病が体を麻痺させ、子供たちは顔をそむけるだ
ろう。

(プリーモ・レーヴィ『アウシュビッツは終わらない』)

レーヴィは詩を通して、人々が失った「他者」への想像力に訴えようと
している。この「他者」に対する想像力の回復の試み、それはアウシュヴ
イツからの帰還後、直ちに彼が取り掛かったことであり、レーヴィはそ
こに断絶を乗り越える可能性を見出したのではなかっただろうか。

私もまた、レーヴィのこの詩を教材として用いることで、彼の意思に応
答し、私たち自身の他者認識が貧困なものとならぬよう、その戒めとした
いと思う。

以上の教材をもとに、次章では高校の世界史での授業を構築する。

4. 授業の構築－学習指導案「ナチズム下のユダヤ人」の作成－

(1) 1時限目：ニュルンベルク法と「他者」の創出

	学 習 活 動	指導上の留意点・資料
導 入 5 分	資料をもとに、アンネ・フランク一家の逮捕時の様子を知り、彼らを逮捕したゲシュタポのジルバーバウアーという人物が、逮捕に躊躇した理由を考える。	プリント「アンネ一家の逮捕」の配布 アンネの父オットーが所持していたドイツ軍の軍用靴に注目する。
展 開	オットー・フランクについての資料を読み、ドイツ人としてのアイデンティティを持って第一次世界大戦に参戦し、ドイツ軍中尉に昇進したにもかかわらず、ナチスの迫害によってユダヤ人としてのアイデンティティを考え直さざるを得なくなったことを知る。 『ユダヤ人』とされたのは、どのような人たちか?』について考える。	プリント「オットー・フランク」の配布 オットーに代表されるユダヤ系ドイツ人の大多数にとってナチスが登場するまでドイツは祖国と考えられており、彼らが深くドイツ文化・社会と同化した状態であったことに留意する。

<p>展</p> <p>開</p> <p>4 0 分</p>	<p>ナチスによって1936年に発行された漫画教科書の絵をもとに、当時小学校でどのようにユダヤ人とドイツ人の「人種的違い」が教えられていたかを知る。</p> <p>1935年に制定されたニュルンベルク法の「人種規定」をもとに、「人種としてのユダヤ人」とは、どのような人々を指すのかを調べ、その矛盾点について話し合う。</p>	<p>漫画教科書の絵の提示</p> <p>プロパガンダを利用して、如何にナチスがユダヤ人を絶対的な「他者」として印象付けようとしたかに注意する。</p> <p>プリント「ニュルンベルク法」の配布</p> <p>「人種」という言葉の持つ「科学的」イメージとは裏腹に、祖父母の宗教が「ユダヤ人種」を決定付け、生物学的特徴では「人種」を特定出来ないことに気付けるよう配慮する。</p>
<p>ま</p> <p>と</p> <p>め</p> <p>5 分</p>	<p>ナチスが実施した「人種測定」の写真をもとに、その意図するところについて考える。</p>	<p>「人種測定」の写真の提示</p> <p>「異人種」とは、「他者」を捏造するために、政治的に創り出され、用いられたものであったにもかかわらず、「科学的」な装いが施されていたことに注意する。</p>

(2) 2時限目：ユダヤ人との断絶とホロコースト

	学 習 活 動	指導上の留意点・資料
導 入 5 分	1935年にドイツの新聞に投書されたエルナ・リスティングという小学生の少女の作文を読み、当時ユダヤ人がどのように認識されていたかを知る。	プリント「エルナ・リスティングの投書」の配布 リスティングが、ユダヤ人を「根絶やし」にしてよい「害虫」と同じ存在として認識していることに注目する。
展 開	『ユダヤ人』とされたことで、何がもたらされたのか?』について考える。 レナーテ・フィンクという元ヒトラー・ユージェント女子リーダーであった女性が、16歳当時を振り返って証言した文章を読み、彼女がユダヤ人に対して、どのような感情を抱き、振る舞ったかを知る。	プリント「レナーテ・フィンクの証言」の配布 ユダヤ人を「全くの<悪>の化身」と認識し、もはや同じ「悩み苦しむ人間」とは感じられなくなってしまうというフィンクの証言に注目する。

<p>展 開 4 0 分</p>	<p>VTRを観て、アウシュヴィッツからの生還後、自らの体験を語り伝えようとするプリーモ・レーヴィの姿を知る。</p> <p>レーヴィの主著『これが人間か』の抜粋を読み、彼が働かされていたアウシュヴィッツの化学研究所での体験をもとに、ユダヤ人とドイツの民間人との間の深い断絶について考える。</p> <p>ヒトラーの『わが闘争』で描写されたドイツの民衆の姿を読み、「単純で閉鎖的」な、他者認識の問題について話し合う。</p>	<p>VTR「アウシュヴィッツ証言者はなぜ自殺したかー作家プリーモ・レーヴィへの旅ー」(E TV特集2003年放映)の上映</p> <p>プリント「プリーモ・レーヴィの証言」の配布</p> <p>普通の間が、人間と人間以下とに隔てる区分を難なく受容し、日常的に振る舞える姿に注目する。</p> <p>プリント「ヒトラーの見たドイツ民衆」の配布</p>
<p>ま と め 5 分</p>	<p>レーヴィの『これが人間か』の冒頭に掲げられた詩を読み、彼がこの詩に何を託そうとしたかを考える。</p>	<p>レーヴィの詩の提示・朗読</p> <p>レーヴィが、「他者」に対する想像力の回復に、希望を見出そうとしたことに注目する。</p>

おわりにー「他者」に対する想像力の育成ー

第3章で触れたエール大学のデボラ・ドワークは、ホロコーストの核心をなしたイデオロギーを、「<よそ者>というイデオロギー」と呼んだが、それをナチス特有のものとは見なさず、<よそ者>すなわち「他者」を捏造することは「今なお人類が互いに苦しみ虐待し合うやり方の一つ」として、その普遍性を強く意識している。⁽²⁹⁾

それは、先日亡くなったエドワード・W・サイードが、9・11テロ事件後のアメリカ社会を批判して、「権力、とりわけ強大な権力は、知識の幻想を与えます。それだけではなく、敵を捏造し、つまり『ならずもの国家』や『悪の枢軸』の出現に貢献することもできるのです。どの社会も外部の敵を求めるので、権力はそういった敵が不可欠です」と語るのに通じるものである。サイードは、「ムスリム」や「アラブ」が、「テロリスト」「狂信者」と見なされ、人間扱いされない現状を危惧し、そのような固定的な他者認識によって、「野蛮な『他者』の邪悪な心の自然な発露」と映るとすれば、「批判的な市民社会の知識人のつとめ」として、「『他者』は歴史から出現し、歴史の産物であって、歴史による脱構築も可能だと思い起こさせること」と説き、教育に期待している。⁽³⁰⁾ それゆえ今、歴史教育において他者認識を問うことには、現代的意義があるのではないかと思う。

そして日本を顧みれば、オウムによる地下鉄サリン事件以降、「異質なものを排除しようとする傾向が強まり、さらに拉致問題が明らかになったことによって、「他者」への憎悪を煽るかのような言説が、マスコミやネット上を横行している。

このような、20世紀末からの混沌とした状況の中で、現在多くの人が感じている世界像は、もはやポジティブな意味での「多様な世界」ではなく、

ネガティブな「異質に満ちた世界」なのではないだろうか。とすれば、従来の異文化理解・多文化教育が「違いを認め合う」ことを唱えてきたことは、現状下においては「他者性」を補強し、「他者」との距離を一層拡大して断絶を生む恐れがある。

それゆえ「差異」とは尊重すべきものでありながら、一方で「他者」を排除する記号として働くことを認識し、ネガティブに「差異」が利用され得る社会状況にあっては、「他者」との断絶を回避するために、「他者」に対する想像力を育成していくことが必要である。そのためには、生徒自身の「他者」への想像力に働きかけるような授業が、歴史教育に求められる。

その試みとして今回、レナーテ・フィンクやプリーモ・レーヴィの証言を通して学習する授業を提示したが、これらの教材を用いることで、他者認識に対する問題意識がどれほど深まるか、今後検証していかなければならないと思う。

最後に、授業を通してナチズムの時代の他者認識を問うことで、現在の私たち自身の他者認識を問うことに繋げていきたいと思うが、それは歴史の授業の範疇を越えてしまうかもしれない。今回の教材化・授業化では、ナチズムの時代をアナロジーとして類推するに止まっている。それを、さらに発展させるとすれば、例えば授業の中で使用するVTR「アウシュヴィッツ証言者はなぜ自殺したかー作家プリーモ・レーヴィへの旅ー」(ETV特集2003年放映)で、レーヴィの足跡を辿るリポーター役として登場する徐京植(ソ・キョンシク)が著した『プリーモ・レーヴィへの旅』を取り上げてみたい。⁽³¹⁾ この中で、レーヴィの体験を「在日朝鮮人」としての徐自身の体験と重ね合わせ、彼が発する「日本人」に対する問いかけは、まさに私たちと「他者」との断絶を照らし出そうとしている。これに対して、どのように応えるべきか、新たな教材化を模索したいと思う。

註

- (1) 拙稿「歴史教育におけるエスノセントリズムとの対峙 (2) - ナチスの漫画教科書の教材化を中心に -」『朝日大学教職課程センター研究報告』第10号 (2002年) を参照のこと。なお資料として用いた漫画教科書は、1936年にナチスの幹部シュトライヒャーが主幹を務めるシュテュルマー新聞社によって発行されたもので、オリジナルはアメリカのワシントンD.C.にある国立ホロコースト記念博物館のライブラリーに所蔵されている。掲載した絵は同博物館に使用目的を伝えて取り寄せたコピーを利用している。
- (2) White, H. (1973) *Metahistory*, Johns Hopkins UP.
- (3) 北田暁大「歴史の政治学」吉見俊哉編『カルチュラル・スタディーズ』(講談社選書メチエ207, 2001年)
- (4) 本橋哲也『カルチュラル・スタディーズへの招待』(大修館書店, 2002年)
- (5) ジャン・アメリーは、ナチズムを逃れてベルギーに亡命後、レジスタンス活動中に逮捕され、ユダヤ人であることを理由にアウシュヴィッツに送られたが生還し、戦後『罪と罰の彼岸』(法政大学出版局, 1984年)等を著した。
- (6) プリーモ・レーヴィは『溺れるものと救われるもの』(朝日新聞社, 2000年)の中で、「アウシュヴィッツの知識人」という章を、アメリーに捧げた。引用部分は同書の145~147ページから抜粋した。
- (7) マイケル・ベーレンバウム『ホロコースト全史』(創元社, 1996年)より引用。
- (8) 朝日新聞・夕刊 (2003年5月7日) に掲載の文章での表現。なお研究の詳細は、西谷頼子「ドイツ系ユダヤ人の自伝文学 (1) 民族の軌跡/生の証言」『愛知県立大学外国語学部紀要 言語・文学編』第34号 (2001年)、同「ドイツ系ユダヤ人の自伝文学 (2) 克服されない過去・留保」『愛知県立大学外国語学部紀要 言語・文学編』第35号 (2002年) を参照のこと。
- (9) 拙稿「歴史教育におけるエスノセントリズムとの対峙 (3) - ナチスの人種主

- 義の教材化を通してー』『朝日大学教職課程センター研究報告』第11号(2003年)
- (10)ラウル・ヒルバーグ『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』上巻(柏書房,1997年)第3章「絶滅の構造」より引用。
- (11)キャロル・アン・リー『アンネ・フランクの生涯』(DHC,2002年)第10章より引用。
- (12)尾形勇ほか『世界史B』(東京書籍,2003年)序章32ページより引用。
- (13)上越教育大学学校教育総合研究センターの釜田聡による日本社会科教育学会第53回全国研究大会(2003年10月21日)での研究発表「日韓歴史認識問題への提言ー歴史教科書問題と歴史教育交流ー」・配布資料の中で釜田は、「いろいろな歴史」「開かれた歴史」の可能性に触れた後で、「中学生に上記のような授業を展開したとき、『歴史の流れが分からない』『何だかばらばらでおぼえにくい』という感想が寄せられることがある。生徒にとっては、大きなストーリーでないと『おぼえられない』のである」と述べている。
- (14)近藤孝弘「ヨーロッパの国際歴史教科書研究と語り」渡辺雅子編『叙述のスタイルと歴史教育』(三元社,2003年)を参照。
- (15)デボラ・ドワーク『星をつけた子供たち』(創元社,1999年)「はじめに」より引用。
- (16)キャロル・アン・リー『アンネ・フランクの生涯』(DHC,2002年)、引用部分は同書の36~42ページから抜粋した。
- (17)前掲書270ページより引用、参照した。
- (18)前掲書21~24ページから抜粋して引用した。
- (19)デボラ・ドワーク『星をつけた子供たち』(創元社,1999年)23ページより引用。
- (20)クライヴ・A・ロートン『なぜおきたのか?ーホロコーストのはなし』(岩崎

書店,2000年) 18ページに掲載された写真を引用した。

- (21) エーリカ・マン『ナチズム下の子どもたち』(法政大学出版会,1998年) 106～107ページより引用。
- (22) カール・シュッデコプフ編『ナチズム下の女たち』(未来社,1998年) 112～113ページから抜粋して引用した。
- (23) 私がエルナ・リスティングとレナーテ・フィンクを教材化し報告した、2001年9月の日本社会科教育学会第51回全国研究大会での発表「歴史教育におけるエスノセントリズムとの対峙 (2) -ナチズムの教材化をめぐる-」をもとに、2004年1月に帝国書院より発行された『明解 世界史 A 最新版』164ページに、この二人の資料が取り上げられた。
- (24) エンツォ・トラヴェルソ『アウシュヴィッツと知識人』(岩波書店,2002年) を参照。
- (25) プリーモ・レーヴィ『アウシュヴィッツは終わらない あるイタリア人生存者の考察』(朝日選書 151,1980年)、引用部分は同書の175～177ページより抜粋した。
- (26) 前掲書 127ページより引用。
- (27) アドルフ・ヒトラー『わが闘争』上巻(角川文庫,1973年) 第6章「戦時宣伝」より引用。
- (28) プリーモ・レーヴィ『アウシュヴィッツは終わらない あるイタリア人生存者の考察』(朝日選書 151,1980年) 巻頭より引用。
- (29) デボラ・ドワーク『星をつけた子供たち』(創元社,1999年) 13ページを引用し参照した。
- (30) 朝日新聞・夕刊(2002年3月13日)に掲載された「E・W・サイド氏から大江健三郎氏へ(未来に向けて 往復書簡)」より引用した。
- (31) 徐京植『プリーモ・レーヴィへの旅』(朝日新聞社,1999年)

謝 辞

本研究にあたっては、宮田研究奨励金を交付して頂いた朝日大学理事会並びに理事長に感謝すると共に、多くの貴重な情報を提供して頂いたホロコースト教育資料センターに感謝の意を表したい。